令和3年1月4日

申請書類の押印手続きの見直しについて お知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
令和2年12月23日に公布された「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」により、建築基準法施行規則等が改正されました。
それにより、令和3年1月1日以降にご提出いただく弊社各業務の申請書類について、押印不要で手続きができることになりますので、下記のとおりお知らせ致します。

①建築基準法施行規則の改定により押印が不要となる書類

書類名	廃止となる印
・確認申請書・完了検査申請書・中間検査申請書 ・仮使用認定申請書・計画変更確認申請書	申請者印 設計者印・工事監理者印
・上記申請の添付図書及び書類	設計者印
・建築工事届・除却工事届	除却工事施工者印

②建築基準法施行細則により特定行政庁が指定する書類

特定行政庁の改正がなければ押印が必要です。(例) 工事監理者選定(変更)届

③大阪府内建築行政連絡協議会にて定めた書類

工事監理報告書等については押印不要です。(令和3年1月4日検査受付より)

④当社指定の書類

押印が必要です。(各種変更届、証明願等)

<u>※委任状については、意思確認の為押印が必要です。</u>

※構造計算安全証明書については、引き続き押印が必要です。
※各法定様式が改定されますが、当面の期間、旧様式を用いて押印を省略いただくことについては支障ありません。
※住宅金融支援機構適合証明(フラット35)等の業務に関しましては押印が必要です。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

株式会社 近確機構